



茨城県報

号外第8号

平成31年3月28日

木曜日

目 次

条 例	ページ
●茨城県行政組織条例の一部を改正する条例(行政経営課)	2
●職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	2
●職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	2
●職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
●消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例(財政課)	3
●茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例(財政課)	81
●茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例(財政課)	82
●茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(税務課)	85
●茨城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(市町村課)	87
●鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例(地域振興課)	87
●茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活文化課)	87
●茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例(女性活躍・県民協働課)	94
●茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例(環境対策課)	94
●水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(生活衛生課)	98
●民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(福祉指導課)	99
●介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (健康長寿福祉課)	99
●茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	99
●茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医療人材課)	100
●児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (青少年家庭課)	100
●茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(労働政策課)	101
●茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(労働政策課)	101
●茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (技術革新課)	101
●茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(技術革新課)	116
●茨城県建築基準条例の一部を改正する条例(建築指導課)	117
●茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例(業務課)	118
●茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営管理課)	118
●茨城県水上安全条例の一部を改正する条例(地域課)	119

茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第12号

茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

茨城県男女共同参画推進条例(平成13年茨城県条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「禁止(第19条)」を「禁止等(第19条・第20条)」に改める。

第3章の章名中「禁止」を「禁止等」に改める。

第19条に見出しとして「(性別による権利侵害の禁止)」を付し、同条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(情報提供等)

第20条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第13号

茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例

(茨城県霞ヶ浦水質保全条例の一部改正)

第1条 茨城県霞ヶ浦水質保全条例(昭和56年茨城県条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定施設を設置する工場又は事業場」を「霞ヶ浦指定事業場」に、「小規模事業所」を「霞ヶ浦一般事業場」に改める。

第2条第5項中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同条第7項中「第11条の3第2項」の次に「及び第21条の2第1項、法第2条第6項並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)第35条第3項」を加える。

第11条の2中「(規則で定める者を除く。)」を削り、「、6月に1回」を「6月に1回、10立方メートル未満の場合にあつては1年に1回」に改める。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 霞ヶ浦指定事業場

第11条の3第1項中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、「事業場」の次に「(以下「霞ヶ浦指定事業場」という。)」を加え、同条第2項中「指定施設を設置する工場又は事業場」を「霞ヶ浦指定事業場」に改め、「この節」の次に「、第35条第2号及び第37条第5号」を加える。

第12条(見出しを含む。)、第13条、第14条の見出し及び第15条から第18条までの規定中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改める。

第19条第1項中「霞ヶ浦流域内において」の次に「排出水の量が規則で定める量未満である霞ヶ浦指定事業場(以

下「霞ヶ浦小規模指定事業場」という。)以外の霞ヶ浦指定事業場から」を加え、「工場又は事業場」を「霞ヶ浦指定事業場」に改め、同条第2項中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(排水基準の遵守)

第19条の2 霞ヶ浦流域内において霞ヶ浦小規模指定事業場から排出水を排出する者は、排水基準を遵守しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

第20条第1項中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第21条中「(規則で定める者を除く。)」を削る。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 霞ヶ浦一般事業場

第21条の2中「水を排出する者のうち規則で定める小規模な事業所(次条において「小規模事業所」という。)を設置しているものは、当該事業所」を「特定施設、霞ヶ浦指定施設又は茨城県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項に規定する排水特定施設を設置しない工場又は事業場(以下「霞ヶ浦一般事業場」という。)から公共用水域に水を排出する者は、当該霞ヶ浦一般事業場」に改め、「排出する水」の次に「(以下この節において「排出水」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の基準は、排出水に含まれる生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量又は窒素若しくはりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

第21条の3の見出しを「(排出水を排出する者に対する措置)」に改め、同条第1項中「小規模事業所を設置している」を「霞ヶ浦流域内において排出水を排出する」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、霞ヶ浦流域内において排出水を排出する者がなお前条第1項の規定による基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第21条の3に次の1項を加える。

4 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので排出水の排出を行つているときは、その者に対し、期限を定めて汚水若しくは廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第35条を次のように改める。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定による命令(霞ヶ浦小規模指定事業場に設置される霞ヶ浦指定施設に係るもの除く。)に違反した者

(2) 第20条第1項の規定による命令(霞ヶ浦小規模指定事業場から排出される排出水に係るもの除く。)に違反した者

(3) 第21条の9又は第26条の規定による命令に違反した者

第37条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 第11条の2の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条、第13条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第15条の規定による命令(霞ヶ浦小規模指定事業場に設置される霞ヶ浦指定施設に係るものに限る。)に違反した者

第37条中第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 第21条の3第4項の規定による命令に違反した者

第37条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第16条第1項の規定に違反した者

(5) 第20条第1項の規定による命令(霞ヶ浦小規模指定事業場から排出される排出水に係るものに限る。)に違反した者

別表中「10立方メートル以上」を削り、同表備考第7項中「(昭和46年政令第188号)」を削り、同項を同表備考第8項とし、同表備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に係る区分に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

(茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第2条 茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第46条の2第1項第1号中「次号及び第3号」を「以下この項」に、「生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については次のアからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については次のイ及びウに掲げる項目」に改め、同号に次のように加える。

ア 生物化学的酸素要求量

イ 化学的酸素要求量

ウ 浮遊物質量

第46条の2第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「500立方メートル」を「50立方メートル」に、「生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については前号アからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目について1月に1回

第3条 茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「以下この節」を「次号、次条第2項及び第47条第1項」に改める。

第36条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年茨城県条例第11号)別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下同じ。)に排出水を排出する特定事業場のうち、当該排出水の量が規則で定める量未満であるもの(以下「霞ヶ浦小規模特定事業場」という。)に係る排水基準(前条第2項第2号に規定する項目に係るものに限る。以下「霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準」という。)は、規則で定める。

4 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準は、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

第40条中「排水基準」の次に「(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準を除く。第42条第1項及び第44条第1項において同じ。)」を、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事は、第37条第1項又は前条第1項の規定による届出(霞ヶ浦小規模特定事業場に設置される排水特定施設に係るものに限る。)があった場合において、排出水の汚染状態が当該霞ヶ浦小規模特定事業場の排水口においてその

排出水に係る霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は第37条第1項の規定による届出に係る排水特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第42条の次に次の1条を加える。

(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準の遵守)

第42条の2 霞ヶ浦小規模特定事業場から排出する者は、霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準を遵守しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

第44条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、霞ヶ浦小規模特定事業場から排出する者が、その汚染状態が当該霞ヶ浦小規模特定事業場の排水口において霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第45条中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第46条の2 第1項中「除く」を「除き、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第14条の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第1号に掲げる施設に限る。）を含む」に、「が水質汚濁防止法」を「が同法」に改め、「（平成17年茨城県条例第11号）」を削り、同項第1号中「（水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル未満である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目について1年に1回

第108条中「第35条第3項」の次に「、水質汚濁防止法第2条第6項並びに茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年茨城県条例第56号）第11条の3第2項及び第21条の2第1項」を加える。

第126条第2号中「第36条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第128条中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第129条第1項第2号中「若しくは第3項」の次に「、第40条第2項、第44条第2項」を加える。

(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部改正)

第4条 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「昭和46年政令第188号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 別表第2のその9の表及び別表第3の霞ヶ浦及び北浦水域に排出するものの項に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にかかわらず、全ての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

第3条中第8号を第9号とし、同項第7号中「第1号の規定が適用される水域」を「霞ヶ浦及び北浦水域」に、「30立方メートル」を「20立方メートル」に、「第2号の規定が適用される」を「それ以外の」に、「20立方メートル」を「30立方メートル」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 政令別表第1第74号に掲げる施設を設置する工場又は事業場（以下「共同処理場」という。）に係る排出水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場の属する工場又は事業場の区分に属するものとみなして、別表第2又は別表第3の排水基準を適用する。この場合において、当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

別表第2のその1の表からその8の表までの規定中「並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの」を削る。

別表第2のその10の表中「並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの」を削り、同表備考中「水質汚濁防止法施行令」を「政令」に改める。

別表第2のその11の表中「並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの」を削る。

別表第3中

1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの
1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満のもの

を

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成33年4月1日から施行する。ただし、第1条(茨城県霞ヶ浦水質保全条例別表備考の改正規定に限る。)、第2条及び第4条(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例第3条第2号及び別表第3の改正規定を除く。)並びに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(茨城県霞ヶ浦水質保全条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の3第2項の規定に基づく勧告を受けた者については、同条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例(平成31年茨城県条例第13号)第1条の規定による改正前の茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の3第2項」とする。

(茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 知事は、第3条の規定による改正後の茨城県生活環境の保全等に関する条例第36条第3項の霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても、茨城県環境審議会の意見を聞くことができる。

(茨城県建築基準条例の一部改正)

4 茨城県建築基準条例(昭和36年茨城県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第46条の3中「排出される水(」の次に「水質汚濁防止法第2条第6項、」を、「第11条の3第2項」の次に「及び第21条の2第1項並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)第35条第3項」を加え、「同条例」を「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に改める。

~~~~~

水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県条例第14号

水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下「専門職大学」という。)の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項